

テレワークサポートセンター設置運營業務 企画提案書募集要項

1 事業目的

テレワークは、企業の持続的発展と労働者のワーク・ライフ・バランスの推進につながることから、企業がテレワークを導入し、継続することができるよう支援していくことが重要である。

一方で、愛知県（以下、「県」という）内の中小企業におけるテレワーク導入率は、全国に比べて低い状況が続いている。

そこで、県内中小企業等へのテレワークの導入促進と定着を図るため、テレワークの導入に関する相談対応、機器操作体験、情報発信等をワンストップで実施する拠点「あいちテレワークサポートセンター（以下、「センター」という）」を設置し、各種事業を実施することにより企業に寄り添った支援を行う。

2 事業の内容

詳細は、別添1「仕様書」を参照してください。

3 委託の方法

事業実施に当たっては企画提案を公募し、最も優れた企画提案者として選定された1者と、事業仕様及び契約金額を委託金額限度額の範囲内で協議したうえで、委託契約を締結します。なお、協議が不調に終わった場合、次点の者と協議するものとします。

4 委託金額限度額

委託金額上限は39,443,523円（消費税及び地方消費税込み）とします。

なお、委託料の支払方法は事業完了後の精算払とします。

また、契約保証金については、愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額に100分の10を乗じて得た額とします。ただし、契約の相手方が愛知県財務規則第129条の3第3号の規定に該当する場合は、全額免除とします。

5 委託契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

6 応募資格

次の要件を全て満たす者

- (1) 愛知県内に事業所を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4<一般競争入札の参加者の資格>の規定に該当しないこと。
- (3) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置の対象となる法人でないこと。
- (4) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書の受付期間に受けていないこと。また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと。
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体、暴力団又は、暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (6) 国税及び地方税の滞納がないこと。

7 応募に関する問合せ先

愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ（担当：浜嶋）

電話：052-954-6360（ダイヤルイン）

電子メールアドレス：rodofukushi@pref.aichi.lg.jp

8 応募方法等

(1) 説明会の開催

応募を希望される方を対象に、下記のとおり説明会を開催します。出席は応募の必須要件ではありませんが、応募を希望される方は可能な限り出席してください。

ア 日時

令和7年3月5日（水）午前11時から正午まで

イ 開催方法

オンライン（Microsoft Teams）

※オンライン参加にかかるURLは後日、電子メールでお知らせします。

ウ 参加申込方法

愛知県労働局労働福祉課宛てに電子メールでお申込みください。件名は「テレワークサポートセンター設置運營業務の説明会参加」とし、本文中に次の3点を記載してください。

- ・貴社（団体）名（個人の場合は「個人」と記載してください。）
- ・参加者氏名（最大2名まで）
- ・連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

エ 申込期限

令和7年3月4日（火）正午

オ その他

説明会において使用する募集要項や仕様書、企画応募書等は各自御持参ください。

(2) 質疑応答

本事業に関して質問がある場合には、下記のとおり質問書（任意様式）を提出してください。

ア 提出期限

令和7年3月7日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法

愛知県労働局労働福祉課宛てに電子メールで提出してください。件名は「テレワークサポートセンター設置運營業務に関する質問」としてください。

ウ 質問への回答

令和7年3月10日（月）までに愛知県Webサイトに掲載します。個別には回答しません。

(3) 企画提案書等の提出

応募を希望される方は、別添2「企画提案書等作成要領」を参考に必要書類を作成し、持参又は郵送（配達証明に限る。）により提出してください。

ア 提出書類

- ・企画応募書（様式1）、企画提案書
- ・経費積算内訳書
- ・応募者の概要が分かるもの（企業案内等）
- ・過去に実施した類似事業の主な成果物等（最大5件まで）

- ・社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式2）
- ・納税証明書（国税、県税）

イ 提出部数

10部（正本1部、副本9部）

ウ 提出仕様

A4判 縦置き横書き左綴じ（A3判を使用する時は3つ折りにすること）

エ 提出期限

令和7年3月13日（木）午後5時（必着）

※直接持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとします。

※Eメール及びFAXによる応募は受け付けません。

※提出期限までに全ての必要書類の提出がない場合は受け付けません。

オ 提出先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁本庁舎2階
愛知県労働局労働福祉課 仕事と生活の調和推進グループ

カ 情報公開の取扱い

提出のあった企画提案書については、次のとおり取り扱います。

- ・採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示します。
- ・不採用となった企画提案書について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断します。

キ その他

- ・企画提案に要する費用は応募者の負担とします。
- ・提出された企画提案書は返却しません。

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、愛知県で書面審査により3案程度を選定した後、愛知県が設置する選定委員会において3月下旬に審査を行います。選定委員会は非公開とし、審査の経過など審査に関する問い合わせには応じられませんので御了承ください。

選定委員会は、オンライン（Microsoft Teams 利用）で実施する予定です。企画提案書等の内容について1事業者15分間程度のプレゼンテーションを実施していただき、その後委員からの質疑応答を実施します。企画提案書等の画面共有機能は使用せず、各自手元に書類を用意した状態での実施とする予定です。

開催日時やオンライン参加にかかるURL等の詳細は、令和7年3月17日（月）までに連絡します。

(2) 審査基準

選定委員会においては、以下の項目等について評価し、総合的な審査を行います。

ア 事業の実施体制

- ・事業全体のスケジュールは適切か
- ・事業の目的・趣旨を理解しているか
- ・目標を達成し、事業を確実に実施することができるか

イ 事業実施内容

(ア) センターの設置運営

- ・事業を適切かつ確実に実施できる体制、人員配置となっているか
 - ・利用者に対する助言、フォローアップが適切に実施できるか
 - ・センターのレイアウトや機器操作体験、テレワーク体験スペース等で使用するテレワーク関連設備は工夫されているか
 - ・周知方法は適切であり、利用が促進される工夫がされているか
- (イ) ポータルサイトによる情報発信
- ・ポータルサイトについて、閲覧者を増加させるための工夫がされているか
- (ウ) アドバイザーの派遣
- ・本業務の目的に沿った能力・経験を有する専門家を確保できるか
 - ・派遣先企業に対する助言やフォローアップ等が適切に実施できるか
 - ・派遣企業の募集方法は適切かつ効果的であるか
- (エ) テレワーク関連セミナーの開催
- ・実施時期、タイムスケジュール、会場、規模、内容、講師は適切か
 - ・広報・周知の手法は適切であり、所定の回数及び参加者数が見込めるか
- ウ 付加提案事業
- ・独創的で事業効果を高めることができる提案内容となっているか
- エ 経費
- ・経費項目、金額は適切か
- オ 過去の同種の事業の実績等
- ・過去の類似実績から判断して、本事業を遂行できる能力が高いか
- カ 社会的価値の実現に資する取組をしているか
- ・仕事と生活の調和に関する取組等、社会的価値の実現に資する取組を行っているか
- (3) 審査結果の通知
- 審査結果については、全提案者に対して通知します。

10 スケジュール（予定）

令和7年3月5日（水）	説明会
3月7日（金）	質問書の提出期限
3月13日（木）	企画提案書等の提出期限
3月下旬	選定委員会、委託先の決定
4月1日（火）	契約

11 その他

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、事業の経過内容全般を常に把握している担当者を置き、事業の円滑な実施のために、定期的に愛知県と連絡調整を行ってください。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合があります。
 - ア 提出書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、又は指示内容に違反があった場合。
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) 本事業の実施は、令和7年2月定例愛知県議会における令和7年度当初予算成立及び国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の交付決定が前提となります。